

○群馬県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令

昭和62年3月31日本部訓令甲第5号

改正

平成元年3月16日本部訓令甲第2号
平成元年7月31日本部訓令甲第16号
平成4年3月5日本部訓令甲第3号
平成4年6月24日本部訓令甲第9号
平成4年7月31日本部訓令甲第13号
平成5年3月10日本部訓令甲第3号
平成6年3月14日本部訓令甲第7号
平成6年12月7日本部訓令甲第21号
平成9年3月14日本部訓令甲第4号
平成11年3月15日本部訓令甲第8号
平成15年3月7日本部訓令甲第3号
平成16年2月24日本部訓令甲第4号
平成16年3月12日本部訓令甲第8号
平成18年3月10日本部訓令甲第5号
平成19年5月7日本部訓令甲第6号
平成19年11月26日本部訓令甲第20号
平成20年1月11日本部訓令甲第1号
平成21年3月13日本部訓令甲第8号
平成21年9月25日本部訓令甲第17号
平成22年3月11日本部訓令甲第1号
平成22年3月15日本部訓令甲第4号
平成23年2月28日本部訓令甲第2号
平成24年3月9日本部訓令甲第3号
平成24年7月6日本部訓令甲第7号
平成26年3月4日本部訓令甲第1号
平成26年3月10日本部訓令甲第5号
平成29年7月12日本部訓令甲第8号
平成30年3月19日本部訓令甲第8号
令和2年4月28日本部訓令甲第4号

群馬県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令を次のように定める。

群馬県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則（平成11年群馬県公安委員会規則第3号）第64条の規定に基づき、群馬県警察鉄道警察隊（以下「鉄道警察隊」という。）の編成及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務及び事務)

第2条 鉄道警察隊は、県内（警乗活動に伴う関係都県警察との協議区間を含む。）における鉄道施設及びその周辺（以下「活動区域」という。）において、個人の生命、身体及び財産を保護し、犯罪の予防及び検挙、事故の防止その他鉄道に係る公共の安全と秩序の維持に当たることを任務とする。

2 鉄道警察隊は、前項の任務を遂行するため、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 活動区域における警らに関すること。
- (2) 線路、運転保安設備その他重要な鉄道施設の警戒警備の実施に関すること。
- (3) 活動区域における雑踏警備の実施に関すること。
- (4) 列車への警乗の実施に関すること。
- (5) 列車による現金その他の物品の輸送の警備の実施に関すること。

- (6) 列車による危険物の輸送の取締りの実施に関すること。
- (7) 鉄道事故における人命の救助及び鉄道事故の防止に関すること。
- (8) 鉄道事業者その他の関係団体、機関等（以下「鉄道事業者等」という。）との連絡に関すること。
- (9) 鉄道に関する統計に関すること。
- (10) 110番通報、緊急配備及び隊員が現認又は認知した事件・事故等に対する初動措置に関すること。
- (11) その他警察本部長が特に命ずる事項

（編成）

第3条 鉄道警察隊に隊長及び隊員を置く。

（連絡所等の設置）

第3条の2 主要駅の警戒活動のため、鉄道警察隊に連絡所等を置くことができる。

（地域部地域課長の指揮等）

第3条の3 隊長は、その権限を行使する場合は、地域部地域課長の指揮又は承認を受けなければならない。

（隊長の職務）

第4条 隊長は、鉄道運輸の実態、鉄道施設における事件・事故等の発生状況、活動区域内の実態等を的確に掌握し鉄道警察隊の運営を計画的に行うとともに、隊員の運用、指揮監督及び指導教養を適切に行うものとする。

（運営上の留意事項）

第4条の2 隊長は、鉄道警察隊の運営に当たつては、他の警察部門及び警察署と緊密に連携させ、その組織的機能を十分發揮させるとともに鉄道警察の事務の合理化及び隊員の勤務条件の改善に努めなければならない。

2 活動の評価に当たつては、隊員が行うべき活動の全般について総合的に判断して、評価するよう努めなければならない。

（勤務制）

第5条 鉄道警察隊の勤務制は、隊長は毎日勤務とし、その他の職員は毎日勤務又は三交替制勤務とする。

（勤務時間等の割振り）

第6条 毎日勤務の隊員（隊長を含む。）の勤務時間、休憩時間及び週休日（以下「勤務時間等」という。）の割振りは、群馬県警察の服務に関する訓令（平成11年群馬県警察本部訓令甲第6号。以下「服務訓令」という。）第20条の規定によるほか、通常の場合においては、1日の勤務時間は7時間45分、1日の休憩時間は1時間として隊長が定める。

2 三交替制勤務の隊員の勤務時間等の割振りは、服務訓令第20条の規定によるほか、次により隊長が定める。

（1） 勤務時間は、当番日は15時間30分、日勤日は7時間45分とする。

（2） 休憩時間は、当番日は8時間30分、日勤日は1時間とする。

3 隊長は、前2項に規定する休憩時間については、業務に支障を来すことのないように割り振らなければならない。

4 隊長は、第1項及び第2項に規定する勤務時間等の割振りは、活動区域内の治安情勢等を勘案し、効果的な活動が実施できるよう定めなければならない。

第7条及び第8条 削除

（勤務計画）

第9条 隊長は、鉄道警察隊の活動を効果的に推進するため、翌月の勤務の重点その他勤務に必要な事項を内容とする勤務計画を策定し、地域部長の承認を受け、毎月25日までに隊員に指示するものとする。

2 隊長は、特に必要があると認めたときは、前項の勤務計画を変更することができる。

（警乗計画等）

第10条 警乗は、警察庁指定及び県指定の2種とする。

2 隊長は、あらかじめ県指定の警乗対象列車を定めておくものとする。

3 隊長は、翌月の県指定警乗計画を策定し、前条第1項の勤務計画とともに地域部長の承認を受けるものとする。

(応援派遣)

第11条 警察署長は、管内における諸行事又は事件・事故の発生等に伴う鉄道施設の雑踏警備等で鉄道警察隊の応援派遣を特に必要とするときは、警察本部長に応援派遣を要請することができる。

2 前項の規定により派遣を命ぜられた隊員は、派遣を要請した警察署長の指揮を受けて職務を行うものとする。

(勤務の心得)

第12条 隊員は、その職責を自覚し、その任務の遂行に当たつては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 服装及び容姿は常に端正にし、品位の保持に努めること。
- (2) 常に知識のかん養及び技能の習熟に努め、適正妥当な執行務に当たること。
- (3) 執行務に当たつては、言語、態度を慎み、旅客等と無用の紛争を起こさないこと。
- (4) 警ら、警戒警備及び警乗に当たつては、鉄道事業者等の関係者と連絡協調を図り、効果的な活動に努めること。
- (5) 事件・事故の処理に当たつては、列車等鉄道施設の特殊性を考慮し、特に誘発事故及び受傷事故防止に努めるとともに、現場の早期回復に配意すること。
- (6) 装備資器材は、常に点検整備するとともに、その取扱いの習熟に努め有効適切な活用を図ること。

(活動)

第13条 鉄道警察隊の活動の態様は、警ら、警戒警備、警乗及び在所（以下「通常基本勤務」という。）とし、その方法は次のとおりとする。

- (1) 警ら活動及び警戒警備活動
徒步又は車両との併用により行うこと。
- (2) 警乗活動
原則として、2人1組で行うこと。
- (3) 在所
原則として、隊又は連絡所において行うこと。

2 前項第1号の車両による活動は、原則として鉄道警察用無線自動車により行うものとする。

3 隊員は、第1項の活動を行うに当たつては、職務質問等により犯罪の予防及び検挙に努めるとともに、危害の防止、公衆に対する保護、助言及び指導、少年の補導等を行うほか、鉄道施設に係る状況の掌握に努めるものとする。

4 隊長は、人の往来等を勘案し、必要と認めるとときは連絡所等において立番、見張等の警戒活動を命じることができる。

5 隊員は、第2条の任務を達成するため通常基本勤務を通じた活動以外の特別な活動を行う必要があるときは、次に掲げる特別な活動に従事するものとする。

- (1) 緊急配備のための活動
- (2) 事件・事故等が発生した場合における現場臨場、捜索救助、被疑者同行その他当該事案処理のための活動
- (3) 鉄道施設における特別の治安情勢にかんがみ必要と認められる場合において、通常基本勤務によらずに行う犯罪の予防検挙、犯罪情報の収集、交通指導取締り等の活動
- (4) 鉄道施設における雑踏警備、列車による現金その他物品の輸送警備等の活動
- (5) 鉄道事業者等又は市民の行う鉄道事故防止のための諸活動への支援若しくは協力並びにこれらと共同して行う活動
- (6) その他第2条第1項の任務を達成するため必要と認められる特別な活動
(事件・事故等の処理範囲の基準等)

第14条 隊員の活動は、活動区域において現認又は認知（事案発生場所が遠隔地であるなど、早期臨場が困難な場合を除く。）した事案について、所轄警察署等へ引き継ぐまでの初動的処理を基本とし、その処理の範囲の基準は、別表第2のとおりとする。

2 前項の事案のうち、次の各号のいずれかに該当する犯罪に係る事件については、事案の内容によ

り鉄道警察隊においても処理することができる。

- (1) 刑法（明治40年法律第45号）第162条、第163条、第235条及び第246条に規定する犯罪（第162条、第163条及び第246条に規定する犯罪にあつては鉄道運輸に係るものに、第235条に規定する犯罪にあつては列車内又は駅の構内において行われたものに限る。）
- (2) 鉄道営業法（明治33年法律第65号）に規定する犯罪
- (3) 新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法（昭和39年法律第111号）に規定する犯罪
- (4) 司法警察職員捜査書類簡易書式例の制定について（昭和38年群本例規第23号）の対象事件のうち活動区域内における犯罪
- (5) 犯罪捜査に関する訓令（昭和37年群馬県警察本部訓令甲第1号）第123条の2に規定する微罪処分に該当する事件のうち活動区域内における犯罪

（取扱い事案の措置）

第15条 隊長は、鉄道警察隊において取扱つた事案については、次により措置するものとする。

- (1) 警ら、警戒警備、在所時の取扱い事案

ア 刑事事件等

活動区域内で取扱つた事案又は隊員が臨場した事案（交通人身事故を含む。）は、必要な初動措置を講じ、所轄警察署に引き継ぐこと。ただし、被害届を受理した場合における引継先は、原則として、被害場所が特定できる場合は被害場所を管轄する警察署とし、被害場所が特定できない場合は次によること。

- (ア) 被害者が列車等により移動中に被害を確認した場合は、被害者の被害確認後、被害者が乗車する列車等が最初に停車する駅を管轄する警察署
- (イ) 被害者が列車等から下車後に被害を確認した場合は、被害者が被害を確認した駅等を管轄する警察署

なお、被害者が被害を確認したが届け出ることなく列車等を乗り継ぎ、後刻届け出た場合は、最初に被害を確認した駅等を管轄する警察署

イ 交通法令違反

隊員が告知（検挙）した交通法令違反は、違反場所を管轄する警察署に引き継ぐこと。

ウ その他の事案

ア及びイ以外の事案は、必要な措置を講じた後、原則として所轄警察署に引き継ぐこと。

エ 身柄の措置

被疑者を逮捕し、又は常人から被疑者を受け取つた場合は、逮捕手続書等を作成し逮捕地を管轄する警察署に引き渡すこと。ただし、指名手配被疑者等で手配警察署等に直接引き渡すことが合理的であると認められる場合は、手配警察署等に引き渡すこと。

なお、これによりがたい場合は、本部主管課と協議し処理すること。

- (2) 警乗中の取扱い事案

ア 事件事故及びその他の事案

取り扱つた事案は、原則として、列車の進行における最寄りの停車駅を管轄する警察署に引き継ぐこと。ただし、被害届を受理した場合における引継先は、前号の定めるところによる。

イ 身柄の措置

被疑者を逮捕し、又は常人から被疑者を受け取つた場合は、逮捕手続書等を作成し、逮捕地又は列車の進行における最寄りの停車駅を管轄する警察署に引き渡すこと。ただし、指名手配被疑者、捜査中の被疑者等で手配警察署等に直接引き渡すことが合理的であると認められる場合は、手配警察署等に引き渡すこと。

なお、これによりがたい場合は、本部主管課と協議し処理すること。

（緊急配備時の措置）

第16条 隊員は、勤務中の現在地を管轄する警察署に緊急配備が発令されたときは、被疑者の逃走方向を考慮して最寄りの駅に急行し、構内及び列車等の検索を実施するものとする。

（連絡協調）

第17条 隊長は、鉄道事業者等との間において緊密な連絡を保ち、鉄道施設及び鉄道運輸の実態の把握に努めるとともに、鉄道事業者等に対し、鉄道に係る公安の維持を図るため必要な措置を講ずる

よう要請するものとする。

- 2 隊長は、警乗、事件・事故等の発生時の措置等警察活動の適正を期するため、警察庁、関東管区警察局及び関係都県警察鉄道警察隊長と常に密接な連絡協調を保つものとする。
- 3 鉄道警察隊に、第1項の鉄道事業者等との連絡の責任者として連絡担当者を、前項の関係都県警察等との連絡の責任者として連絡主任者をそれぞれ置くものとする。

(相互協力)

第18条 隊長及び関係所属長は、鉄道警察隊の効果的な運営に資するため常に緊密な連携を図らなければならない。

- 2 隊員及び関係所属職員は、常に緊密な連携を保持し相互に協力しなければならない。
- 3 群馬県警察機動警ら隊長、群馬県警察機動捜査隊長、群馬県警察機動隊長及び各警察署長は、機動警戒又は警ら活動を通じ鉄道施設に対する巡回を積極的に実施し、鉄道警察隊と一体となつて鉄道に係る公安の維持に努めるものとする。

(連絡会議)

第19条 隊長は、鉄道警察隊の効果的な活動を行うため警察署の関係幹部との連絡会議を適宜開催し、次の事項について協議するものとする。

- (1) 活動計画の調整
- (2) 効果的な連携方策
- (3) 初動措置等の適正化方策
- (4) その他活動上必要な事項

(幹部会議)

第20条 隊長は、毎月1回以上幹部会議を開催し、鉄道警察隊の適正な運営と部下の指導監督、職務執行の統一を図らなければならない。

- 2 前項の会議を開催した場合は、必要により、協議事項等の要点を適切な方法により職員に周知するものとする。

(招集等)

第21条 隊長は、毎月2回以上隊員を招集し、点検、訓示・指示を行い、併せて必要な指導教養を実施しなければならない。

- 2 隊長は、新たに隊員となつた者に対し、鉄道に関する基礎知識及び鉄道警察に関する実務知識等について、期間を定めて必要な教養訓練を行わなければならない。

(指導監督及び指導教養上の留意事項)

第21条の2 隊長は、隊員の指導監督及び指導教養に当たつては、その勤務の実態を的確に掌握し、能力、個性等に応じて具体的にこれを行うとともに、常にその結果を確認するほか、鉄道施設、鉄道運輸等に関する知識その他鉄道警察隊の事務に必要な専門的知識及び技能を習得させるよう努めなければならない。

(制服の着用等)

第22条 隊員は、制服を着用し、別表第3に定める鉄道警察隊員章1個を左えりに着けるものとする。

- 2 隊員は、事件事故等の処理のため特に必要があると認めるときは、隊長の承認を受けて私服により活動をすることができる。

(腕章の着装)

第23条 隊長は、鉄道警察隊の活動上、鉄道警察隊腕章（以下「腕章」という。）を着装することが効果的であると認めるときは、別表第4に定める腕章を着装させることができるものとする。

- 2 腕章は、左上腕部に着装するものとする。

(細目の制定)

第24条 隊長は、本部長の承認を受けて、この訓令の施行について必要な細目を定めることができる。

附 則

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月16日本部訓令甲第2号）

この訓令は、制定の日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成元年7月31日本部訓令甲第16号）

この訓令は、平成元年8月1日から施行する。

附 則（平成4年3月5日本部訓令甲第3号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年6月24日本部訓令甲第9号）

この訓令は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成4年7月31日本部訓令甲第13号）

この訓令は、平成4年8月1日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成5年3月10日本部訓令甲第3号）

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月14日本部訓令甲第7号）

この訓令は、平成6年3月18日から施行する。ただし、防犯部自動車警ら隊の廃止に係る改正規定、刑事部暴力団対策課の設置に係る改正規定及び群馬県警察の処務に関する訓令第80条に係る改正規定は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年12月7日本部訓令甲第21号）

この訓令は、制定の日から施行し、平成6年9月29日から適用する。

附 則（平成9年3月14日本部訓令甲第4号）

この訓令は、平成9年3月19日から施行する。ただし〔中略〕、警務部会計課監査室、生活安全部通信指令課及び生活安全部銃器対策課の設置に係る改正規定は同年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月15日本部訓令甲第8号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月7日本部訓令甲第3号）

この訓令は、平成15年3月14日から施行する。ただし、警務部留置管理課、刑事部刑事企画課、警務部警務課被害者支援室及び刑事部刑事企画課盗犯対策室の設置並びに刑事部刑事総務課及び刑事部刑事総務課被害者支援室の廃止に係る改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年2月24日本部訓令甲第4号）

この訓令は、平成16年3月6日から施行する。

附 則（平成16年3月12日本部訓令甲第8号）

この訓令は、平成16年3月18日から施行する。ただし、刑事部組織犯罪対策第一課、刑事部組織犯罪対策第二課、生活安全部生活安全企画課街頭犯罪対策室、刑事部刑事企画課機動捜査隊、刑事部組織犯罪対策第一課国際捜査室、刑事部組織犯罪対策第一課盗犯対策室、刑事部組織犯罪対策第二課暴力団対策室及び刑事部組織犯罪対策第二課銃器薬物対策室の設置並びに生活安全部銃器薬物対策課、刑事部暴力団対策課、刑事部刑事企画課国際捜査室、刑事部刑事企画課盗犯対策室及び刑事部捜査第一課機動捜査隊の廃止に係る改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月10日本部訓令甲第5号）

この訓令は、平成18年3月16日から施行する。ただし、第2条の改正規定、組織犯罪対策統括官、刑事部機動捜査隊、生活安全部生活安全企画課安全安心まちづくり室、生活安全部地域課地域指導室、生活安全部地域課通信指令室、刑事部捜査第一課国際捜査室及び刑事部捜査第二課広域知能犯捜査室の設置に係る改正規定並びに国際・組織犯罪対策統括官、生活安全部通信指令課、刑事部刑事企画課機動捜査隊、刑事部組織犯罪対策第一課国際捜査室、刑事部組織犯罪対策第一課暴力団対策室及び交通部交通指導課交通反則通告センターの廃止に係る改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月7日本部訓令甲第6号）

この訓令は、制定の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年11月26日本部訓令甲第20号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年12月10日から施行する。

附 則（平成20年1月11日本部訓令甲第1号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、制定の日から施行し、平成19年11月1日から適用する。

附 則（平成21年3月13日本部訓令甲第8号）

この訓令は、平成21年3月19日から施行する。ただし、警察本部の部の分課及びその附置機関の設置及び廃止（移管を含む。）に係る改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月25日本部訓令甲第17号）

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月11日本部訓令甲第1号）

この訓令は、平成22年3月18日から施行する。ただし、警察本部の部の分課及びその附置機関の設置及び廃止に係る改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月15日本部訓令甲第4号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月28日本部訓令甲第2号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成23年3月9日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則等の一部を改正する規則（平成23年群馬県公安委員会規則第1号）の改正規定に係る改正規定（交通部総合センター長に係る改正規定を除く。）並びに警察署の統合及び管轄変更に係る改正規定 平成23年3月16日

（2）略

（経過措置）

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（平成24年3月9日本部訓令甲第3号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成24年3月15日から施行する。〔以下略〕

（経過措置）

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（平成24年7月6日本部訓令甲第7号）

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年3月4日本部訓令甲第1号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月10日本部訓令甲第5号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成29年7月12日本部訓令甲第8号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成29年7月13日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、刑法（明治40年法律第45号）第22章に規定する罪の名称等に係る部分については、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）の規定に準じて読み替えるものとする。

附 則（平成30年3月19日本部訓令甲第8号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月28日本部訓令甲第4号）

この訓令は、制定の日から施行する。

別表及び別記様式省略